

区立障害者通所施設における障害福祉サービス費の過誤について

1. 主 旨

障害者福祉施設世田谷区立すまいる梅丘は指定管理者として労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が運営を行っている施設である。当施設において、令和4年4月分から約2年間に渡り個別支援計画（以下「計画」という。）（※）の未作成があることが判明したため、介護給付費の減算分を東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に返還する。

※個別支援計画：障害者総合支援法に基づき、事業所を利用する利用者等の意向、適性、障害の特性等を踏まえ、事業所で提供するサービス内容が記載されたもの。生活介護においては、年1回の立案及び半年後の見直しが求められており、ご本人等の未承認を含む未作成の場合は減算の対象となる。

2. 対象事業所名等

施 設 名：世田谷区立すまいる梅丘
（世田谷区梅丘一丁目36番2-101号）
運 営 法 人：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
（豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル）
サービスの種類：生活介護
定 員：25名
指 定 年 月 日：平成18年10月1日
指定管理期間：令和3年4月から令和8年3月

3. 経 緯

- 令和6年1月中旬 ・当施設で計画が未作成であると匿名で区に情報提供があり、直ちに訪問の上、令和5年度から過去5年間の計画の作成の有無について確認した。その結果、令和4、5年度分の未作成が判明し、遡り分も含めて、未作成分の計画の作成を指示した。
- 2月初旬 ・同法人が区内で運営する施設（ほほえみ経堂、にこにこみやさか）については、すまいる梅丘と同様に令和5年度から過去5年間の計画が作成されていることを確認した。
- 2月初旬 ・法人から遡り分も含めて、すべての利用者の未作成分の計画の作成が完了した旨の報告を受け、計画作成状況について区と法人とで確認した。
- 2月中旬 ・未作成の状況を東京都に報告し、当該減算の対応については、区において審査及び処理を行うよう指示を受けた。
- 2月中旬 ・法人より提出された介護給付費の減算額の算出表に基づき、給付担当所管課に算出額の確認を依頼した。
- 3月下旬 ・減算額を確定して、国保連に介護給付費の返還方法を相談し、月々の請求に合わせた過誤申立・再請求による相殺の指示を受けた。
- ・法人あてに過誤申立額の精査を指示した。その際、法人より計画未

作成による減算額について、区に支払う旨の意向が示された。

- 4月中旬 ・法人からの返還について、法人と調整しつつ、庁内の関係部署と、区から国保連への減算分の返還及び法人から区への減収分の返還について、調整を進めた。
- 6月中旬 ・法人との協議の結果、法人から区への返還について、一括返還の意向を確認した。

4. 未作成期間及び未作成による介護給付費の減算額

(1) 未作成期間：令和4年4月分～令和6年1月（22か月）

(2) 減算額：総額 約28,478千円

令和4年度分 約10,289千円

令和5年度分 約18,189千円

5. 原因

令和3年9月の施設管理責任者及びサービス管理責任者の異動以降、令和4～5年度にかけて複数職員の退職等大幅な職員の交代があり、法令遵守に対する研修・育成体制の不備や、職員の入れかわりによる引き継ぎが適切でなかったこと等から、組織内部の事務処理のチェック機能が曖昧となるなど、法人の管理の甘さや施設管理責任者の認識不足に原因がある。

6. 計画の未作成にかかる介護給付費減額の処理、及び区の減収の補填方法

(1) 介護給付費の減額について

すまいる梅丘は世田谷区の指定管理施設であり、支払われる施設のサービス提供に応じた介護給付費は、世田谷区の歳入となっている。今回の計画未作成に伴う減額分については、令和6年8月より令和7年3月までを目途に、月々のサービス提供にかかる介護給付費との相殺により返還することとする。

(2) 区の減収の補填について

計画未作成にかかる介護給付費の減額により区の減収となるが、この件については法人の責に帰すところから、運営法人から返還させることとする。返還方法について、法人からの一括返還の申し出を受けたことにより、令和6年度中に一括で返還させることとなった。そのため、この件による区としての損害はない。

7. 再発防止策

今年度より、全ての指定管理通所施設に対し、計画の作成状況について、毎月の月次報告書により報告を求めることとした。併せて、民立施設を含めた全施設に対し、不定期で施設に出向いての作成状況確認を行うとともに、当該法人の運営する施設については、再発防止策が確実に履行されていることの確認を行うこととする。

また計画の確実な実施のために、毎年2回、法人が中心となって中間評価と支援会議を行う。あわせて計画の制度や作成方法などに関する研修を実施する。

8. 今後のスケジュール（予定）

(1) 法人から区への返還について

令和6年度中に、一括で返還を受ける。※具体的な時期については、調整中

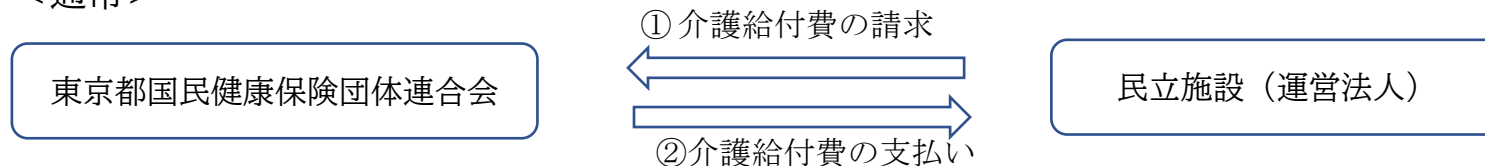
(2) 区から国保連への返還について

令和6年8月～令和7年3月の期間で、月々の介護給付費との相殺により返還する。

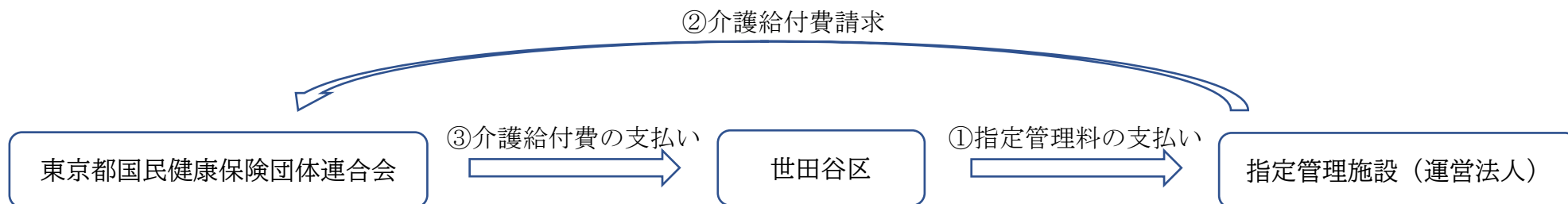
<別紙>

指定管理施設の指定管理料、介護等給付費の流れ

<通常>



<指定管理施設>



※この流れで、令和4年4月分から令和6年1月分の介護給付費は既に区に支払われている。

<今回の過誤請求>

